

農業だより

新庄市農林課

☎0233-29-5835

Fax.0233-22-0989

令和4年度小規模農地等被害緊急復旧事業費 補助金交付事業のご案内

令和4年6月27日以降の豪雨により、被害を受けた農地や農業用施設（水路や農道等）の復旧を促進するため、受益者本人または複数の農業者が共同して復旧作業を行う場合及び事業者へ依頼した復旧作業に対して、補助金を交付します。

	市補助率	受益者負担
農地・農業用施設	50%以下	50%以上

1. 申請・相談前のお願い

被災箇所の写真撮影をお願いいたします。

※災害復旧事業のご相談をいただく前に、被災状況がわかる写真などをご準備ください。災害発生後に農林課にて現地確認を実施している箇所については不要となります。

2. 来庁前に電話連絡

担当職員が不在の場合もありますので、窓口にお越しいただく前に電話連絡をお願いします。

3. 申請書を持参する場合

申請書を提出される場合は、工事業者の見積もりもあわせて提出してください。

お問い合わせ先 新庄市農林課農村・森林整備室 0233-29-5837 (直通)



未検査米を出荷・販売される ナラシ加入者の皆様へ

令和3年産から、農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、ナラシ対策の交付対象となりました。

農産物検査によらない方法でナラシの交付を受けるためには、交付申請時に、ナラシ交付対象者であるための要件を満たしていることを確認できる書類を提出する必要があります。

米の調整や販売の際には、下記の確認書類の作成・保管にご注意ください。

【 農産物検査を受検しない米の確認書類 】

- ① 交付前年度の3/31までに出荷・販売した数量を確認できる書類
(例：販売伝票、販売契約書など)
- ② 販売先において主食用途とすることが決定していることが確認できる書類
(例：販売先の確約書、販売契約書など)
- ③ 1.70mm以上のふるい目で調製したことが確認できる書類
(例：上記の事実が明記されている販売契約書、販売伝票など)
- ④ 水分含有率が1.60%以下であることが確認できる書類
(例：上記の事実が明記されている販売契約書、販売伝票など)
- ⑤ 産地、産年が確認できる書類
(例：種子購入伝票、栽培記録、販売伝票など)

【 令和4年産の交付申請に向けての注意事項 】

上記確認書類の③、④について、令和3年産の交付申請では、特例措置として既に取り交わした販売伝票等に出荷・販売先の確認を得た上で追記することも可能でしたが、令和4年産の交付申請に向けては、あらかじめ当該事項を記載した書類を作成し、提出いただくようお願いします。

お問い合わせ先 新庄市農林課農政企画室 電話 0233-29-5835 (直通)



令和4年度山形県イノシシ被害防除研修会 開催のお知らせ

1 開催目的

山形県内では、近年まで生息が確認されていなかったイノシシが急速に生息域を拡大しており、これに伴い農作物の被害も急増しています。

このため、農作物被害が出始めて間もない地域、イノシシに対する被害防除対策が確立されていない地域を対象として、基本的な被害対策の知識・技術の習得や地域で行う放棄果実除去、草刈り、緩衝林整備等の対策の有効性を広く周知することを目的に、被害防除意識（自助・共助）を醸成するための研修会を開催します。

2 開催日時 令和4年11月17日（木） 10:00～11:40

3 開催場所 新庄市エコロジーガーデン 文化交流施設1F 多目的ホール
（新庄市十日町6000-1）

4 開催内容 9:30～ 受付
10:00 挨拶
10:10～ 講義「地域で行うイノシシによる被害防止対策について」

5 講師 雪国野生動物研究会 主宰 江成 はるか 氏

6 対象 市内農業者 約40名（※先着順となります）

7 申込方法 お電話による申込

連絡先：新庄市農林課 農業振興室
TEL：0233-29-5836（直通）

- ※氏名、住所、連絡先を控えさせていただきます
- ※定員に達し次第、申込受付を終了させていただきます。予めご了承ください。
- ※参加費は無料となります。
- ※申込受付締切日：10月31日（月）

イノシシ等の鳥獣害から農作物への被害を防止する対策についての初歩的な講習となります。近年、新庄市においても鳥獣害による被害件数は増加傾向にあります。この機会に基礎的な知識を身に付け、適切な被害防除を行っていきましょう。



農業経営基盤強化促進法による 嘱託登記に係る補償金について

農業者の皆様へ

この度の農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記に係る事務処理について、皆さま方にご迷惑をおかけしたこと、心よりお詫び申し上げます。

農業経営基盤強化促進法による農地の所有権移転登記については、政令により所有権を取得した者から請求があるときは、市が登記事務を行うこととされています。新庄市では、この登記事務を司法書士に委任していましたが、報酬に関する取り決めがなかったため、結果的に農業者の方が司法書士に報酬を支払う形で登記事務が行われていました。

このことへの対応として、司法書士に支払われた報酬の相当額を補償金としてお支払いさせていただくことが9月議会で決定しました。

つきましては対象者の方へ10月より順次、書面にてご連絡させていただきますのでよろしくお願いたします。

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先 新庄市農業委員会事務局 電話 0233-29-5839（直通）

秋の農作業安全確認運動実施中

近年、農業就業者数が減少する中、農作業死亡事故者数は年間300人前後で推移している状況であり、事故件数を減少させることが課題となっており、農作業における安全対策の強化を図る必要があります。

このため、秋の農作業が本格化する9月、10月を重点期間として、全国的に農業機械作業の事故防止等に向けた農作業安全確認運動を実施しております。

日頃より、農業機械の取扱いにはご注意くださいとありますが、今一度安全確認をよろしくお願いいたします。

また、寒暖差が激しい気候が続いています。体調不良の症状がみられたら、すぐに作業を中断しましょう。

